

会員規約 改正 新旧対照表

新	旧
<p>第8条（弁済金等の支払方法等） （2）</p> <p>⑦お支払方法の変更(リボルビング払い・分割払い)一本会員に、当社所定の期日までにお支払方法の変更をお申し出いただき、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに、また、1回払い分、ボーナス一括払い分を分割払いに変更できます。1回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いまたは分割払いの指定があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは変更後、最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とします。また、リボルビング払いへの変更については、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします)の対象となる締切日にリボルビング払いまたは分割払いの指定があったものとみなします。2回払い分からの変更のときは、1回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申出があった場合、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとみなします。</p>	<p>第8条（弁済金等の支払方法等） （2）</p> <p>⑦お支払方法の変更(リボルビング払い・分割払い)一本会員に、当社所定の期日までにお支払い方法の変更をお申し出いただき、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング払いに、また、1回払い分、ボーナス一括払い分を分割払いに変更できます。1回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いまたは分割払いの指定があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは変更後、最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします)の対象となる締切日にリボルビング払いまたは分割払いの指定があったものとみなします。2回払い分からの変更のときは、1回目の支払い分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合、カード利用時点でリボルビング払いの指定があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの指定があったものとみなします。</p>
<p>(最終ページ)</p> <p style="text-align: right;"><u>2026年6月30日現在</u></p>	<p>(最終ページ)</p> <p style="text-align: right;"><u>2025年7月11日現在</u></p>